



子ども・子育て支援新制度について



【子ども・子育て支援新制度とは】

平成27年4月からスタートしたこの制度は、核家族化の進展や、共働き家庭の増加など、子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができ、子どものより良い育ちを実現することを目指しながら、社会全体による費用負担を行い「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進しています。

【新制度になって変わったこと】

I 支給認定手続きが新たに導入されました

保育を受けることを希望されるすべての保護者の申請に基づいて、知立市が保育の必要性の有無や必要量を認定（支給認定）いたします。

保育所を利用する場合は、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

※ただし、私的契約児での入所を希望する場合は支給認定を受ける必要はありません。

支給認定は就労状況や児童の年齢などに応じて3つの認定区分に分けられます。

対象児童	認定区分		利用可能な施設種別
3歳以上	1号認定 (教育標準時間認定)	教育標準時間	認定子ども園、幼稚園
	2号認定 (保育認定)	保育標準時間	認定子ども園、保育所
保育短時間			
3歳未満	3号認定 (保育認定)	保育標準時間	認定子ども園、保育所、 地域型保育事業
		保育短時間	



保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、以下の①～③の3点が考慮されます。

①「**保育の必要な事由**」…保育所での保育を希望する場合は保護者（お子さんを養育している方を指し、基本的には父母）のいずれもが下記に該当することが必要です。（※私的契約児は除く）

- 月に60時間以上の就労（目安：1ヵ月に15日以上、1日に4時間以上の就労）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院している親族の常時介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）を継続して行う場合
- 月に60時間以上の就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
（目安：1ヵ月に15日以上、1日に4時間以上の就学）
- 虐待・DVのおそれがある場合
- 育児休業中（3歳以上児）
- 上記以外に市長が認める事由に該当する場合

同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

②「**保育の必要量**」…2号認定又は3号認定を受ける方は、保護者の就労時間等によってさらに「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分され、利用できる時間や保育料等が異なります。

保育標準時間認定…フルタイム就労を想定

- ・目安として、月120時間以上の就労等
- ・保育の最長利用可能時間は午前7時30分～午後6時30分の11時間
（この時間を越える保育を希望する場合は、延長保育料が徴収されます）

保育短時間認定…パートタイム就労を想定

- ・目安として、月120時間未満の就労等
- ・保育の最長利用可能時間は午前8時～午後4時までの8時間
（この時間を越える保育を希望する場合は、延長保育料が徴収されます）

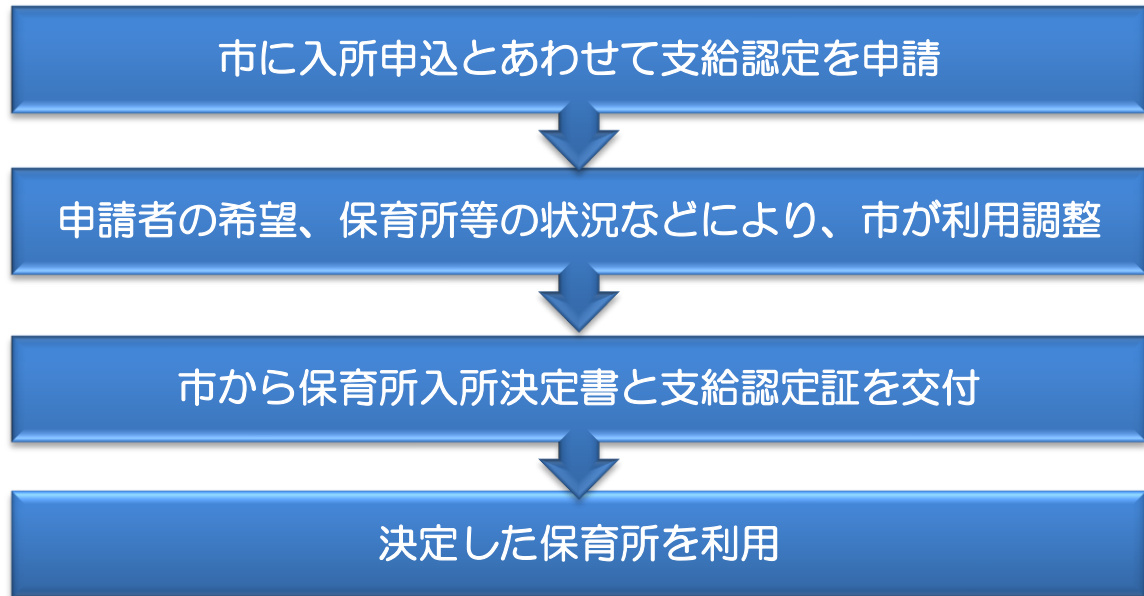


※「保育標準時間認定」を受けられる場合でも、祖父母が送迎できる等で、「保育短時間認定」を希望する場合は、「保育短時間認定」といたしますので、ご相談ください。

③「優先利用」…ひとり親、生活保護世帯などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

Ⅱ利用の流れ

保育所をこれから利用する場合…入所申込とあわせて支給認定の申請が必要になります。



※支給認定証の有効期間は、原則として、3歳以上児は卒園まで、3歳未満児は3歳の誕生日の前々日まで（いずれも期限付入所を除く）ですので、大切に保管してください。

※入所児童の中で、入所中に満3歳になる児童については、3号認定から2号認定への切替を行います。この切替についての手続きは不要です。また、この切替によって保育料が変わることはありません。

※市外へ転出される場合や、要件を満たさなくなったときは、認定証をご返却ください。